

中央新幹線工事に係る第三南巨摩トンネルほか新設工事及び釜無川橋りょう他新設工事(報告日:R3.4.15)に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日:R3.12.10)	事業者の対応方針
1	<p>工事中の事後調査及びモニタリング等を確実に実施するとともに、工事施工状況を含め、住民に積極的に情報提供を行うこと。</p>	<p>「中央新幹線釜無川橋りょう他新設工事における環境保全について」及び「中央新幹線第三南巨摩トンネルほか新設工事における環境保全について」(以下、2件を「環境保全について」という)に記載のとおり、事後調査及びモニタリングを確実に実施いたします。結果については年度ごとに取りまとめ、山梨県及び関係自治体へ報告するほか、当社ホームページに掲載いたします。</p> <p>また、地元自治体及び地元自治会に工事实施状況を含め、適時、情報提供を行ってまいります。</p>
2	<p>「第三南巨摩トンネルほか新設工事」において、トンネル工事による地下水や河川流量への影響の把握には、月1回のモニタリングでは、降雨等による自然変動の影響が大きく、工事の影響を定量的に把握することが困難である。</p> <p>流域の状況を考慮して工事の影響を適切かつ迅速に把握するため、常時観測地点を設置するなど、十分なモニタリングを実施し、その状況を年次報告等により報告すること。</p>	<p>水資源の事後調査及びモニタリングについては、トンネル工事による影響を把握することを目的としております。トンネル湧水量を日々監視する中で、大きな変動が見られた場合は、速やかにトンネル上部の状況を確認し、必要により河川の流量調査を追加いたします。</p> <p>トンネル工事による影響は、これらの調査結果のほか、降水量等も踏まえ総合的に判断しており、必要に応じて追加の環境保全措置を講じる計画です。</p>
3	<p>「釜無川橋りょう他新設工事」において、住居に近接した場所でのニューマチックケーソン工事について、騒音・振動に関し、着手直後及び影響が増大する場合にモニタリングを行うとともに、周辺地下水に関し工事期間を通じてモニタリングを行うこと。</p>	<p>騒音・振動のモニタリング地点については、工事施工ヤードと住居が最も近い位置を選定しました。モニタリング地点から離れた場所でのニューマチックケーソン工法と、近傍での場所打ち杭工法を比較した結果、影響が最大となる場所打ち杭工法を予測項目とするほか、モニタリング対象として選定しました。また、水資源については、工事施工範囲に近い井戸をモニタリング地点として選定し、工事期間を通じて調査する計画です。</p> <p>ニューマチックケーソン工法施工時には、排気口への消音装置設置、土砂ホッパーへの緩衝ゴム設置等の環境保全措置を講じるほか、工事施工ヤード周辺では、騒音・振動の簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減に努める計画です。また、ニューマチックケーソン基礎周辺では、酸素欠乏症等防止規則で定める井戸の漏気調査を実施し、空気漏出の有無を確認する計画です。</p>
4	<p>著しい環境影響を把握した場合には、原因を把握した上で、必要な環境保全措置を検討し、速やかな改善に努めること。</p>	<p>「環境保全について」に記載のとおり、事後調査、モニタリングの結果から必要な場合には環境保全措置の追加や環境保全措置の変更を検討いたします。</p>

No	山梨県からの要請(要請日:R3.12.10)	事業者の対応方針
5	<p>本報告書では、住民等に具体的な環境保全措置を伝えているとは言えない箇所が見られることから、今後は具体的かつ丁寧な記載にすること。</p>	<p>工事に着手する前には工事説明会にて、地元住民及び地元自治体に工事計画、環境保全の計画を説明しております。</p> <p>今後も工事計画及び環境保全の計画が分かりやすい計画書となるよう、用語の解説や引用元の説明を記載する等、努めてまいります。</p>